

報告第32号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年12月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市豊科6000番地先における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年11月13日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の概要

平成29年9月7日、公用車が市役所本庁舎西出入り口より右折のため市道に出たところ、前方不注意であったため、東から西に向かう直進車両に気付かず接触した。

2 和解及び損害賠償の相手方

車両所有者 松本市在住者

車両運転者 安曇野市在住者

3 和解の内容

本事故の原因は、当市運転者の不注意であるが、相手運転者の過失も認められるため、安曇野市の過失を80%とする。

よって、安曇野市は損害を受けた被害者である相手方に対し、物損損害賠償金として59,200円を支払う。

なお、本件に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第33号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年12月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市堀金烏川 12 番 1 先付近林道烏川線における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 11 月 10 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の内容

平成 29 年 9 月 23 日午後 9 時 00 分頃、損害賠償請求者の運転する車が、林道烏川線を走行中に路上に設置されている集水桝の鉄蓋が外れ林道上に放置されていた事から、左側面部のサイドステップが接触し損傷したものである。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者 松本市在住者

(2) 損害賠償者 安曇野市

3 解決の方法

当事者間において示談による和解

4 和解の内容

本事故の原因は、林道管理者の安全管理不備によるため、安曇野市の過失を 100% とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 40,584 円を賠償するものとする。

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市堀金烏川 12 番 1 先付近林道烏川線における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 11 月 10 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の内容

平成 29 年 9 月 24 日午前 1 時 50 分頃、損害賠償請求者の運転する車が、林道烏川線を走行中に路上に設置されている集水桝の鉄蓋が外れ林道上に放置されていた事から、左側後部のタイヤが接触し、タイヤ、ホイール及びサスペンション部が損傷したものである。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者 諏訪郡富士見町在住者

(2) 損害賠償者 安曇野市

3 解決の方法

当事者間において示談による和解

4 和解の内容

本事故の原因は、林道管理者の安全管理不備によるため、安曇野市の過失を 100% とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 138,672 円を賠償するものとする。

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市堀金烏川 12 番 1 先付近林道烏川線における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 12 月 12 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の内容

平成 29 年 9 月 23 日午前 4 時 45 分頃、損害賠償請求者の運転する車が、林道烏川線を走行中に路上に設置されている集水桝の鉄蓋が外れ林道上に放置されていた事から、左側前部のタイヤ及びホイールが接触し損傷したものである。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者 安曇野市内在住者

(2) 損害賠償者 安曇野市

3 解決の方法

当事者間において示談による和解

4 和解の内容

本事故の原因は、林道管理者の安全管理不備によるため、安曇野市の過失を 100% とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 15,000 円を賠償するものとする。

報告第34号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年12月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市本庁舎駐車場における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年12月 8 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の概要

平成29年11月26日、安曇野市本庁舎駐車場において、駐車場利用制限を周知するための告知案内看板が強風により転倒し、付近に駐車していた車両に接触をし、その一部を破損したものである。

2 和解及び損害賠償の相手方

安曇野市在住者

3 和解の内容

本事故の原因は、当市施設の安全管理不備によるため、当市の過失を100%とする。

よって、安曇野市は損害を受けた被害者である相手方に対し、損害の解決金として48,708円を賠償するものとする。

なお、本事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第35号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年12月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市豊科 2475 番地 1 先の水路敷内で発生した広葉樹の幹折損事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 12 月 8 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の内容

平成 29 年 10 月 23 日未明、台風 21 号の強風により、豊科 2475 番地 1 の水路敷に自生した広葉樹の幹が折損し、隣接するアパート駐車場に駐車中の車両 2 台に落下。車両の屋根及び側面を損傷したものである。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者 安曇野市在住者

(2) 損害賠償者 安曇野市

3 解決の方法

当事者間において示談による和解

4 和解の内容

本事故の原因は、水路管理者の安全管理不備によるため、安曇野市の過失を 100%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 269,856 円を賠償するものとする。

議案第114号

安曇野市等公平委員会委員の選任について

下記の者を安曇野市等公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	安曇野市穂高北穂高 2276 番地 15
氏 名	和田 博

住 所	安曇野市豊科高家 3652 番地 2
氏 名	曾根原 幸人

住 所	安曇野市豊科南穂高 504 番地 17
氏 名	宮井 麻由子

平成 29 年 12 月 19 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘